

【淡路佐野運動公園】のサウンディング調査実施結果

1 参加事業者数 5者

2 サウンディング調査結果の概要

サウンディング調査において、参加事業者からいただいたご意見等の概要は以下のとおりです。

| 公募条件について |
|--|
| ①類似施設の管理経験の有無を応募資格か採点項目に入れることで、ノウハウがない事業者を採るリスクを回避できる。 |
| ②参加資格に実績を求めるのがよい。他の自治体でもよくある条件である。 |
| ③同規模の施設の管理実績があるなど、資格要件か採点項目には入れた方がよい。 |
| ④1次審査は運動施設維持管理（スポーツターフ等）という単独の審査項目を、追加及び配点加算してほしい。（例：5年以上の同類同規模施設管理実績を考慮） 2次審査は県が策定する「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画」の実現性の視点について、通常の都市公園の視点だけではなく、運動公園基準として第3期スポーツ計画に準拠した形に変更してほしい。 |
| ⑤「県内に本店、支店がある」ことについては問題ない。所長予定者や職員の資格の有無について採点項目で加点してはどうか。 |
| 指定管理期間について |
| ①3年は短いので、最低でも5年は必要。 |
| ②3年は短い。最低5年は必要。60回払いが多い機材リースを考えても5年が良い。 |
| ③5年から10年程度が良い。 |
| ④最低10年が適当。運動公園として、国の第2期、第3期スポーツ基本計画に基づいた管理運営を行う必要があり、最低10年を指定管理期間とすることが、国の施策実現においても、また、現指定管理者が考える目的達成期間としても必要である。 |
| ⑤5年が良い。長期間となるとリースは安くなるがリスクもある。 |
| 自主事業（スクールや会員など）の引継について |
| ①引継は可能。個人情報保護の観点から、前管理者から直接引継は難しいので、行政が仲介して説明会を開催するなどスムーズな移行の場を設けると移行しやすい。 |

②引継は可能。個人情報保護の観点から、現会員には管理者が替わり、会員情報を移行することを了承する旨一筆いただいた上で引継ぐことになる。

③引継は可能。3ヶ月間の引継期間があれば問題ない。

利用料金の改定について

①土日祝と平日の価格変更という観点もあるが、施設の充実度及び品質を加味して料金設定を指定管理者ができるようにしてほしい。

自主事業や利用促進について

①会社独自の大会や健康サポート事業などを行っていききたい。

公募方法やスケジュールについて

①提案期間が3ヶ月あれば十分に提案できる。

②情報公開については民間情報サイトに反映されているので特に今までの広報でよいと思う。

③質問回答から公募提出期間までに1ヶ月間は必要。また出来れば、質問できる機会を公募期間の序盤と終盤に2回して欲しい。

④募集要項等の配布開始を前回より1か月早める。指定管理期間の長期化や、事業手法の変更等がある場合は、事業計画作成に時間を要するため、公募資料の受付期間の延長(半年ほど)

⑤特に問題ない。3ヶ月あれば十分。短いところはもっと短い。

その他県への要望

①芝生管理では天候状態に左右され、夏場やオーバーシード時期に雨が降らなければ、水道代の負担額が数百万単位で変動するため、指定管理料で吸収できない場合の措置を検討してほしい。

②夜間照明設備は公園施設(第1野球場)と一体不可分であるため、募集要項を一本化してほしい。これに伴い公募提案・事業計画・収支予算も連結した応募とし、また、事業報告も一本化した報告としてほしい。

担当者：県土整備部まちづくり局公園緑地課 西岡
TEL：078-362-3549 (内線 4487)
メール：kouenryokuchika@pref.hyogo.lg.jp